

京都市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成26年7月10日

京都市長 門川 大作

1 申請者

医療法人光樹会（理事長 高木 俊介）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市中京区御幸町通竹屋町上る毘沙門町557-2 ACT-Kビル3F

3 事業所の名称

相談支援事業所しばふあーれ

4 事業所の所在地

京都市中京区御幸町通竹屋町上る毘沙門町557-2 ACT-Kビル3F

5 指定する事業の種類

地域移行支援，地域定着支援，計画相談支援

6 指定年月日

平成26年7月1日

7 事業所番号

2630381156

(保健福祉局障害保健福祉推進室)